



30文科初第856号
平成30年9月25日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長事務取扱
文部科学審議官 小松 親次 郎



(印影印刷)

平成31年度研究開発学校 実施希望調査について (照会)

文部科学省では、教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、研究開発学校制度を設けていますが、平成31年度においても、別添1及び別添2に基づき、新たに研究開発学校を指定することを予定しています。

ついては、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知の上、平成31年度から新たに研究開発学校の指定を希望する学校がある場合には、下記の事項に留意の上、実施希望調書の提出をお願いします。

記

1 指定の対象について

研究開発学校は、初等中等教育段階の学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園）を対象とし、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない特例を認める学校であるので、原則として教育課程の特例を必要としないものは対象とならないことに御留意願います。

2 実施希望調書作成に当たっての留意事項

(1) 研究開発課題については、別添3に示す研究開発の募集課題のいずれかに即して、先進的な研究開発課題を具体的に設定願います。各募集課題については、研究開発の視点の例を示しているので、これらも参照しつつ、教育課程の在り方について長期的な視野を持ちながら、各学校の創意工夫を生かして研究開発課題を設定するよう願います。

(2) 教育課程の特例を設けるに当たっては、平成29年に改訂された幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領（幼稚部及び小学部・中学部）並びに平成30年に改訂された高等学校学習指導要領の内容や、これ

らの改訂に伴う移行期間中の教育課程の特例の内容を踏まえるようお願いいたします。

- (3) 実施希望調書は、別添4の様式により別添5の記入要領に従い作成願います。(別添4の様式の電子媒体は文部科学省ホームページにおいて配布します。(別添6参照))
- (4) 実施希望調書は、原則として研究開発を希望する学校ごとに作成するものですが、同一設置者の下で複数の学校が連携して研究開発を行う場合は、共同で1通の調書を作成し、提出願います。
- (5) 実施計画の検討に当たっては、平成25年度から、研究開発の指定期間が原則として4年となったこと(平成24年7月30日付け文科初第521号初等中等教育局長通知「教育研究開発実施要項の改正について」参照)により、第1年次は、新設教科等の位置付けや内容、評価方法のより細やかな検討など、特別の教育課程の編成・実施に向けた準備に充て、第2年次以降、実際に特別の教育課程を実施するという形で、研究開発をより質の高いものとするのが可能となったことに留意願います。

3 実施希望調書の提出について(別添6参照)

- (1) 提出期限：平成30年10月31日(水)【必着】
- (2) 提出先：文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室
(E-mail：kyokyo@mext.go.jp)
- (3) 提出方法：電子メール
- (4) 提出部数：電子メール1通

4 その他

- (1) 実施希望調査は、平成31年度の研究開発学校に係る事務を円滑に行うために、あらかじめ実施希望を把握するものです。
- (2) 本事業における、国の研究指定校等に伴う教職員定数の特例加算(研究指定校加配)の取り扱いについては、予算案確定後に改めて連絡します。

5 本件照会先

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室
電話：03-5253-4111(内線2367、2368)
E-mail：kyokyo@mext.go.jp

教育研究開発実施要項

平成13年1月6日
文部科学大臣裁定
平成16年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年2月26日改正
平成22年3月25日改正
平成24年7月30日改正
平成28年4月1日改正

1 趣 旨

文部科学省は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、特定の学校を学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づく研究開発を実施する学校（以下「研究開発学校」という。）に指定する。

2 研究開発学校の指定

- (1) 研究開発の実施を希望する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の管理機関（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあつては直接）、文部科学省に研究開発学校指定申請書を提出するものとする。申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。
- (2) 文部科学省は、研究開発学校指定申請書に記載された研究開発実施計画を審査し、適切と認めるときは当該学校を研究開発学校に指定する。

3 研究開発の委託

文部科学省は、管理機関の希望がある場合は、指定された研究開発学校における研究開発の実施を当該学校の管理機関に委託する。

4 研究開発の実施

研究開発学校においては、学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して研究開発を行う。ただし、幼稚園及び幼保連携型認定こども園にあつては現行教育課程の基準によりこれを行うものとする。

5 研究開発学校の運営

- (1) 研究開発学校にあつては、管理機関は、研究開発学校の運営に関し、専門的見地から指導、助言、評価に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等によって組織する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対し（幼保連携型認定こども園にあつては、都道府県知事は、域内の市町村長に対し）、研究開発学校の運営に関し必要な指導助言を行うことができる。
- (3) 文部科学省は、研究開発学校における研究開発の実施状況につき、実地に調査することができる。

6 指定及び委託の期間

研究開発学校としての指定及び研究開発の委託の期間は、原則として4年とする。

7 実績の報告及び活用

- (1) 管理機関は、研究開発学校における研究開発の実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。
- (2) (1)により報告された実績については、文部科学省においてその集録を編集し、一部または全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。
- (3) 研究開発学校においては、地域や学校の実態に応じて、研究発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、本事業の実績が他校における研究に資するよう、積極的な情報提供を行うものとする。

8 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で調査研究に要する経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、委託に係る研究開発の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うものとする。

9 教育研究開発企画評価会議

- (1) 研究開発の推進に係る企画，研究開発実施計画の審査及び研究開発の実績の評価等を行うため，文部科学省初等中等教育局に教育研究開発企画評価会議を置く。
- (2) 教育研究開発企画評価会議は，学校教育に専門的知識を有する者，学識経験者，関係行政機関の職員等をもって構成する。
- (3) 特定の分野の研究開発についての審査・評価等を行うため，教育研究開発企画評価会議に専門会議を置くことができる。

10 文部科学大臣の是正措置

文部科学大臣は，研究開発学校における研究開発の実施が，指定の趣旨に反すると認めるときは，教育研究開発企画評価会議の意見を聴いて，必要な是正措置を講ずるものとする。

附 則（平成22年3月25日改正）

研究開発学校のうち、平成21年度に「英語教育改善のための調査研究事業実施要項」（平成21年1月28日文部科学大臣決定）に基づき指定を受け、平成22年度及び平成23年度に研究開発学校として研究開発を実施する学校についての研究開発の委託及び実績の報告については、同要項によるものとする。

附 則（平成24年7月30日改正）

研究開発学校のうち、平成24年度以前に指定を受けた学校については、6の規定にかかわらず、当該指定及び研究開発の委託の期間は、原則として3年とする。

教育研究開発事業実施委託要項

平成20年4月1日
初等中等教育局長決定
平成21年2月26日改正
平成22年3月25日改正
平成28年4月1日改正

1. 趣旨

文部科学省は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、特定の学校を学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条の第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条の第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づく研究開発を実施する学校（以下「研究開発学校」という。）に指定し、あらかじめ現行の基準によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を行う。

2. 委託内容

研究開発学校において、文部科学省が定めた研究開発課題の下で定めた研究開発課題を設定し、研究開発を実施する。

3. 研究開発の委託先

文部科学省は、研究開発学校の管理機関（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）に対して研究開発の実施を委託する。

4. 研究開発の実施方法

研究開発学校においては、研究主題を設定し、当該主題に基づいた具体的な目標の設定・実施計画の策定をした上で、学習指導要領の改善に資するための研究開発を行う。また、研究開発の成果については具体的な評価を行う。

5. 委託期間

研究開発の実施期間は、委託を受けた日から当該年度の末日までとする。

6. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする管理機関は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、研究開発実施計画書（新規指定校は別添1-1、継続指定校は別添1-2）を文部科学省に提出すること。なお、研究開発実施計画書の作成に当たっては、教育研究開発企画評価会議等からの指導・助言事項を踏まえること。
- (2) 文部科学省は、管理機関から提出された研究開発実施計画の内容を確認し、適切であると認めた場合、当該管理機関と委託契約を締結する。なお、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

7. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で研究開発に要する経費（人件費、謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費）、会議費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費）を委託費として支出する。
- (2) 備品費及び外国出張旅費については、委託費として支出できない。常時雇用する職員の人件費については、原則として委託費として支出できない。また、会議費は、会議を開催する場合のコーヒー、紅茶、弁当等であり、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの及び酒類については、委託費として支出できない。
- (3) 会議を開催した場合には、会議費等経理の支出証拠として議事録（出席者名簿等を記入したもの）を保存すること。
- (4) 研究開発の実施過程において、研究開発実施計画について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。但し、経費の内訳の変更による経費区分間の流用で、経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合はこの限りではない。
- (5) 文部科学省は、委託を受けた管理機関が本委託実施要項等に違反したとき、契約の締結に当たり不正な申立をしたとき、研究開発の実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は、研究開発を遂行することが困難であると認めたときは契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

8. 再委託

委託を受けた研究開発の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、再委託することが研究開発を実施する上で合理的であると認められるものについては、一部を再委託することができる。

9. 報告書等

- (1) 委託を受け、研究開発を行った管理機関は収支金額を確定のうえ、研究開発が完了した日から10日を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに詳細に記載した事業完了報告書（別添2）、事業完了決算書（別添3）、支出を証明で

きる領収書等の写し及び収支簿（原本証明をしたもの）を文部科学省に提出すること。

(2) 成果物がある場合には、併せて提出すること。

10. 委託費の額の確定

(1) 文部科学省は、上記9 (1) により提出された事業完了報告書及び事業完了決算書についてその内容を審査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、管理機関に対して通知するものとする。

(2) (1) の確定額は、研究開発に要した実支出額と委託金額のいずれか低い額とする。

11. その他

(1) 文部科学省は、管理機関による研究開発の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。

(2) 文部科学省は、必要があると認めるときは、研究開発の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(3) この要項に定めのない事項で研究開発の実施に必要な事項は、初等中等教育局委託事業事務処理要領による。

附 則（平成22年3月25日改正）

研究開発学校のうち、平成21年度に「英語教育改善のための調査研究事業委託要項」（平成21年1月28日初等中等教育局長決定）に基づき指定を受け、平成22年度及び平成23年度に研究開発学校として研究開発を実施する学校についての委託手続等については、同要項によるものとする。

平成31年度研究開発学校の研究開発課題の設定について

研究開発学校の指定を受けようとする学校においては、先行研究も踏まえながら、以下に「研究開発の募集課題」として示した5つの課題のいずれかに即して、先進的な研究開発課題を具体的に設定すること。

各課題については、「研究開発の視点の例」を示している。各学校における課題の設定に当たっては、必ずしもここで示している視点に限る必要はないが、これらも参照しつつ、教育課程の在り方について長期的な視野を持ちながら、各学校の創意工夫を生かして研究開発課題を設定すること。その際、研究開発学校制度は全ての国公私立学校に適用される教育課程の基準である学習指導要領の改訂に資する実証的な資料を得ることを目的とするものであることから、その趣旨を十分に踏まえ、他の学校においても実施できる汎用性の確保に特に留意すること。

なお、研究開発課題は教育課程全体を見通したものであることが望ましいが、研究開発の対象は必ずしも複数の教科等にまたがるものである必要はなく、1つの教科等に限られるものであってもかまわない。

【研究開発の募集課題】

1. 主として各教科等の内容の構成・系統に関する研究開発

(研究開発の視点の例)

<教科等の主要な概念（いわゆるキーコンセプトやビッグアイデア）の抽出>

教科等の構成原理を踏まえ、その教科等の本質をなす主要な概念とそれを具体化する個別の知識という指導内容の構造化や立体化について研究する。

<教科等間の関連を踏まえた内容構成>

複数の教科等における内容相互の関連を踏まえ、各教科等をより効果的・効率的に指導するための内容構成について研究する。

<指導順序>

教科等における指導内容の系統性を踏まえ、各教科等の指導順序について研究する。

<授業時数>

各教科等における適切な授業時数の在り方について研究する。

2. 主として新たな教科等の設定や教科等の再編に関する研究開発

(研究開発の視点の例)

<学習の基盤となる資質・能力の育成>

情報活用能力など、学習の基盤となる資質・能力を中核的に育成する新たな教科等を設定し、その教科等の構成原理や内容の構成・系統について研究する。

<合科的な新教科等の設定>

複数の教科等を合科的に指導するための新たな教科等を設定し、その内容構成について研究する。

3. 主として個別最適化された教育課程の在り方に関する研究開発

(研究開発の視点の例)

＜異年齢・異学年集団による学習＞

公正に個別最適化された学びを実現するための異年齢・異学年集団による学習の在り方について研究する。

＜EdTechの活用＞

AI、ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用した取組（EdTech）を通じた教育の質の向上に当たっての教育課程上の工夫について研究する。

4. 主として学校段階間の連携による一体的な教育課程に関する研究開発

(研究開発の視点の例)

＜幼小連携＞

幼稚園と小学校の連携を推進し、円滑な接続を図るための一体的な教育課程について研究する。

＜小中高を見通した教育課程＞

小・中・高等学校を通じた連携を推進し、円滑な接続を図るための12年間を見通した一体的な教育課程について研究する。

5. 主として特別支援教育の教育課程に関する研究開発

(研究開発の視点の例)

＜障害の特性に応じた教育課程＞

児童生徒等の障害の特性に応じた新教科の創設など教科等の構成の在り方や、教育内容、指導方法及び学習評価の在り方について研究する。

＜障害の重度・重複化、多様化への対応＞

特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化に対応した柔軟な教育課程の適用、教育内容、指導方法及び学習評価の在り方について研究する。

＜高等学校における特別の教育的ニーズを有する生徒への対応＞

高等学校における特別の教育的ニーズを有する生徒（発達障害を有する生徒等）を対象とした新教科の創設など教科等の構成の在り方や、教育内容、指導方法及び学習評価の在り方について研究する。

都道府県等番号	学校名
---------	-----

平成 3 1 年度研究開発学校実施希望調書

1 研究開発課題

2 研究の概要

3 研究の目的と仮説等

- | |
|------------------|
| (1) 現状の分析と研究の目的 |
| (2) 研究仮説 |
| (3) 必要となる教育課程の特例 |
| (4) 研究成果の評価方法 |

4 平成 3 1 年度における研究開発の募集課題の中で該当するもの

--

5 研究計画

第 1 年次	
第 2 年次	
第 3 年次	
第 4 年次	

6 評価計画

第1年次	
第2年次	
第3年次	
第4年次	

7 研究初年度の取組内容

学校等の概要

1 学校名、校長名

2 所在地、電話番号、FAX番号

3 課程・学科・学年別幼児・児童・生徒数、学級数

(小学校の場合)

第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		計	
児童数	学級数	児童数	学級数										

(中学校の場合)

第1学年		第2学年		第3学年		計	
生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数

(高等学校の場合)

課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
全日制	〇〇科										
	××科										
	計										
定時制	△△科										
計											

4 教職員数

校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	講師
ALT	スクールカウンセラー	事務職員	司書	計						

5 研究歴

●●小学校 教育課程表（平成○年度）

	各教科の授業時数										特 で別 ある教 道科徳	外 国 語 活 動	総 学 合 習 的 の な 時 間	特 別 活 動	新 設 教 科	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育	外 国 語						
第 1 学年																
第 2 学年																
第 3 学年																
第 4 学年																
第 5 学年																
第 6 学年																
計																

※授業時数、単位数の増減等については、表中に記号を付けたリゴシック体で示したりするなど、教育課程の基準との対比が明確になるよう記載すること。

都道府県等番号	学校名
---------	-----

所要経費について(平成31年度分)

経費項目	金額	積算基礎
謝金		
旅費		
借損料		
消耗品費(図書購入費)		
会議費		
通信運搬費		
印刷製本費		
雑役務費		
消費税相当額		
総計		

都道府県等番号	学校名
---------	-----

担 当 者 名 簿

1. 都道府県教育委員会等／都道府県私立学校主管課／国立大学法人附属学校主管課

①名 称	
②住 所	〒
③連 絡 先	代表 (内線) 直通 FAX E-mail
④担 当 者	所属・職名

2. 研究開発希望学校 ※研究開発希望学校が複数ある場合は枝番で記入

①名 称	
②住 所	〒
③連 絡 先	代表 (内線) 直通 FAX E-mail ホームページURL
④校 長 名	
⑤研究主任名	

3. 管理機関

①名 称	
②住 所	〒
③連 絡 先	代表 (内線) 直通 FAX E-mail
④担 当 者	所属・職名

記入要領

希望調書本体について

都道府県等番号	学校名
---------	-----

- ・都道府県等番号：本要領の最後に示す番号を参照の上で記入すること。
- ・学校名：学校が複数ある場合は、～外○校と記入すること。
- ・その他：学校名が長くなる場合は適宜罫線の横幅を広げる等、2行にわたらないようにすること。

〔記入例〕

13	千代田区立文部科学小学校 外1校
----	------------------

1 「研究開発課題」について

- ・研究開発学校制度の趣旨に照らし、実践研究を通して、何を目的としてどのような教育課程、指導方法、評価方法等を開発していこうとするのかが分かるような研究開発課題を簡潔に記入すること。（100字以内）

《記入例》

各教科の内容構造の立体的分析に関する研究開発—これからの時代において新しい価値を生み出すために必要な科学的・批判的な思考力を育成するために—

2 「研究の概要」について

- ・次の「3 研究の目的と仮説等」で記入する内容のポイントを簡潔に記入すること。（400字以内）

《記入例》

技術が急速に発達しA I等の機械が人と複雑に関わり合うこれからの時代において新たな価値を生み出していくためには、科学的・批判的な思考力を育成していくことが必要である。このような力を確実に育むために重要なのは、新たな教科領域の創設ではなく、国語や理科など今までも重視されてきた各教科の学びを深めていくことである。一方で、各教科の指導内容のうち、中心となる本質的な概念が何であるかがは必ずしも明示されてこなかった。本研究では、科学的・批判的に思考し活用する力を育成するために特に中心となる教科として国語・社会・理科を設定し、それらの指導内容を、教科の本質をなす主要な概念とそれを具体化する個別的な知識という立体的な構造として分析し、個別的知識については必要に応じ精選して指導できるものとするので、そのような力を効果的・効率的に育むための指導内容の構造を明らかにし、本校としての提言を行う。

3 「研究の目的と仮説等」について

- ・ (1)「現状の分析と研究の目的」においては、①子供や学校、地域の現状や課題を分析した上で、それに基づき②何を目的として研究を行いたいのかについて記入すること。①については可能な限り具体的に記入するとともに、②と直接の関係がない部分については記述しないこと。
- ・ (2)「研究仮説」には、(1)で述べた課題を解決するために、①どのような手段（教育課程の編成、指導方法の工夫）を考え、②どのような具体的成果を期待しているのかについて記入すること。
- ・ (3)「必要となる教育課程の特例」には、(2)で述べた課題解決のための手段のうち、本研究開発の実施にあたり、教育課程の基準をどのように変更するか（新設教科の目標と内容、授業時数、既存の教科の授業時数変更に伴う対応案等）について、箇条書きで具体的に記入すること。その際、学習指導要領等を熟読し、現行の基準の枠内で可能と考えられるものは一切記入しないこと。また、別紙2として、想定される教育課程表を添付すること。
- ・ (4)「研究成果の評価方法」には、学力調査やアンケート調査の実施等を含め、(2)で述べた研究仮説の正否を確認しうる具体的な評価方法を記入すること。その際、子供や学校、地域の実態等に配慮すること。

4 平成31年度における研究開発の募集課題の中で該当するもの

- ・ 別添3の平成31年度における研究開発の募集課題の中から該当する課題を記入すること。（複数の課題に該当する場合にはすべて記入すること。）

《記入例》

1. 主として各教科等の内容の構成・系統に関する研究開発

5 「研究計画」の作成について

- ・ 研究開発課題に即した研究計画を年次ごとに区切って具体的に記入すること。
- ・ 年次ごとに研究事項・実践内容の概要を述べること。より質の高い研究開発を行うため、第1年次は、新設教科等の位置付けや内容、評価方法等のより細やかな検討など、特別の教育課程の編成・実施に向けた準備に充て、第2年次以降、実際に特別の教育課程を実施して研究開発を進めることとしてもよい。
- ・ 年次ごとの重点が明確になっており、年次計画の上に発展的に位置付けられていること。

6 「評価計画」の作成について

- ・ 研究開発課題に即した研究全体の評価の計画を、年次ごとに区切って記入すること。
- ・ 第4年次には研究仮説の正否を確認しうるよう見通しを持って年次ごとの計画を記入すること。
- ・ 学力調査やアンケート調査の実施等の評価方法を記入するのみならず、実施時期、対象学年など具体的に記入すること。

7 「研究初年度の取組内容」について

- ・別紙「資料例」を踏まえつつ、研究初年度に取り組む内容を詳細に記述すること。

8 その他

- ・希望調書本体及び別紙1～4のほか、調書の内容を補足する資料がある場合は、別紙5として添付すること。

別紙1 学校等の概要について

1 学校名、校長名

学校名及び校長名にはフリガナをつけること。

2 所在地、電話番号、FAX番号

所在地は都道府県名から記入すること。

3 課程・学科・学年別幼児・児童・生徒数、学級数

平成30年10月1日現在の数値を記入すること。

4 教職員数

平成30年10月1日現在の数値を記入すること。

5 研究歴

研究開発学校としての研究歴及び過去に文部科学省又は都道府県指定の研究指定校等を行った場合に記入すること。

《記入例》

(1) 文部科学省関係

平成18～19年度 ○○推進事業実践校

平成19～20年度 ○○教育推進校

(2) ●●県関係

平成17～19年度 ●●県 ○○教育推進研究校（国語）

(3) その他

平成22～24年度 ▲▲研究指定校（国語） [国立教育政策研究所]

別紙2 教育課程表について

- (1) 学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない部分について明確にすること。(第1年次を準備に充てる場合、第2年次以降に実施予定の教育課程表を作成すること。)
- (2) 記入例に従い、授業時数、単位数の増減等については、①表中に記号を付れたり、②ゴシック体で示すなど教育課程の基準との対比が明確になるよう記載すること。また、新たな教科等を設定する場合は、「総授業時数」の左に記載すること。
- (3) 小学校、中学校は、学習指導要領に記されているそれぞれ学校教育法施行規則別表第1(第51条関係)、別表第2(第73条関係)の様式を基に「教科等ごとの合計授業時数」を加えて作成すること。

その他の校種については特に様式は示さないが、上記(1)(2)に留意し、可能な限り教育課程の基準との対比が明確になるよう作成すること。

《記入例》 (小学校)

別紙2

●●小学校 教育課程表 (平成○年度)

	各教科の授業時数										特 で別 あ の 教 道 科 徳	外 国 語 活 動	総 学 合 習 的 の な 時 間	特 別 活 動	新 設 教 科	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育	外 国 語						
第1 学年	294 (-12)	/	136	/	102	60 (-8)	60 (-8)	/	95 (-7)	/	34	/	/	34	35 (+35)	850 (0)
第2 学年	315	/	175	/	105	70	70	/	105	/	35	/	/	35	-	910
第3 学年	245	70	175	90	/	60	60	/	105	/	35	35	70	35	-	980
第4 学年	245	90	175	105	/	60	60	/	105	/	35	35	70	35	-	1015
第5 学年	175	100	175	105	/	50	50	60	90	70	35	/	70	35	-	1015
第6 学年	175	105	175	105	/	50	50	55	90	70	35	/	70	35	-	1015
計	1449 (-12)	365	1011	405	207	350 (-8)	350 (-8)	115	590 (-7)	140	209	70	280	209	35 (+35)	5785 (0)

※ 本記入例では第1学年の例を示したが、他の学年で変更点がある場合は、同様に記入すること。

別紙3 所要経費について

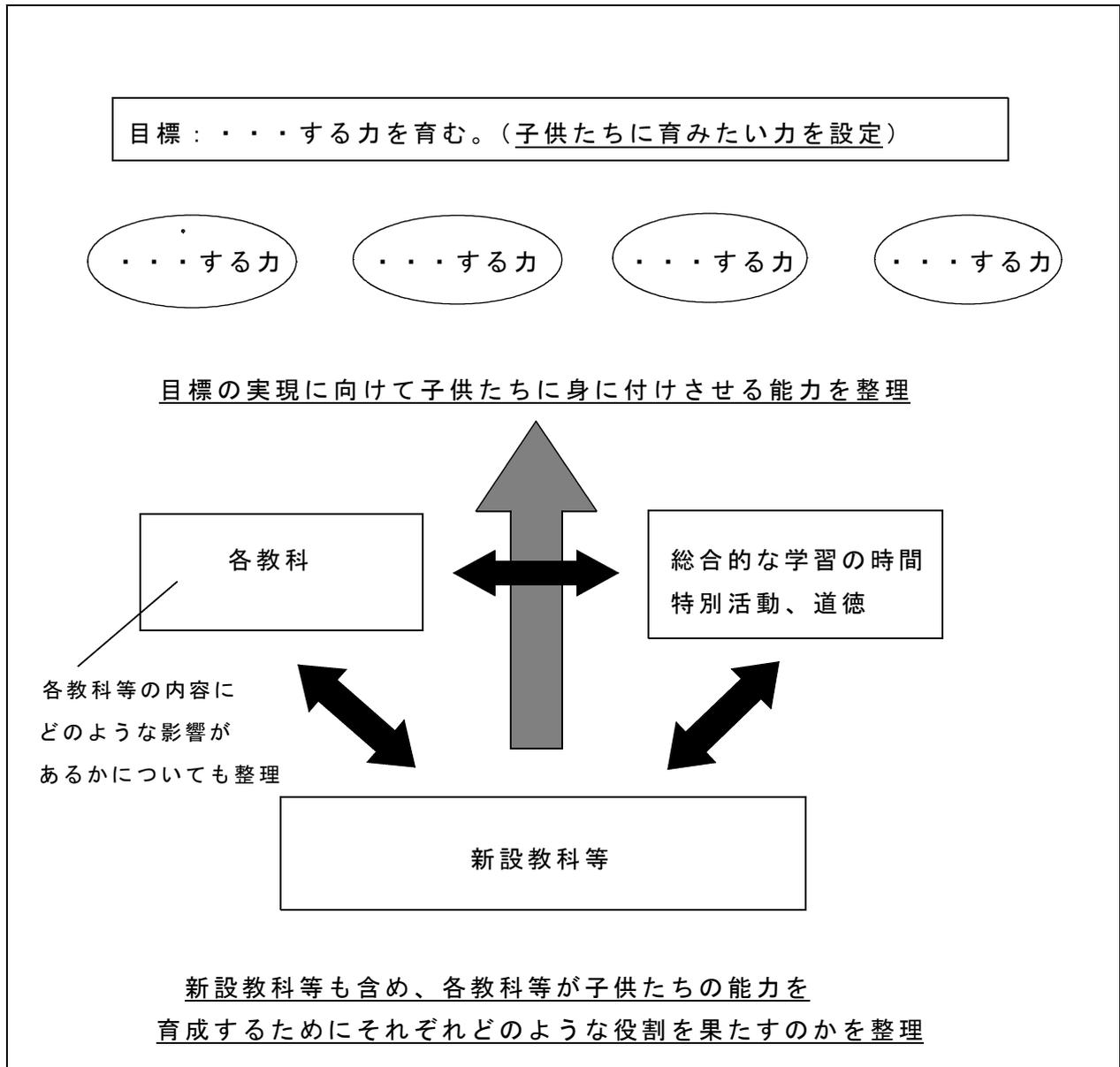
- (1) 以下の表及び「各経費項目について・留意事項」を参考に、謝金、旅費など研究に必要な経費（指定1年目分）を積算し記入すること。
- (2) 備品費及び常時雇用する職員の人件費、外国出張等については本委託経費の中からは支出できないので注意すること。
- (3) 積算は省略せず、可能な限り細かく記入すること。
- (4) 「その他」や「予備費」等の区分や経費項目は設けないこと。
- (5) 単位は「円」とすること。
- (6) 運営指導委員会出席謝金、出席旅費、会場使用料等については、計画書本体に記載している人数、回数等との整合性がとれるようにすること。
- (7) 会議費については、宴会等の誤解を受けやすい形態での実施及び酒類の提供はできない。
- (8) 5月に連絡協議会（初年度指定校のみ）、1月に研究協議会の開催を予定しているので、その分の旅費をあらかじめ計上しておくこと（出席者は各会2、3名程度、東京開催）。
- (9) 年度末に報告書（30冊予定）の提出を求めるので、その分の経費をあらかじめ計上しておくこと。

《記入例》

経費項目	金額	積算基礎
謝金	円	1 運営指導委員会出席謝金 ○人×○回×@= 2 外部講師謝金 ○人×○回×@=
旅費	円	1 運営指導委員会出席旅費 県内委員（○○～○○） ○人×○回×@= 県外委員（○○～○○） ○人×○回×@= 2 連絡協議会出席旅費 （○○～東京） ○人×@= 3 研究協議会出席旅費 （○○～東京） ○人×@=
借損料	円	▽▽▽ 数量×@= 会場費 ○回×@=
消耗品費 （図書購入費）	円	▽▽▽ 数量×@= ■■■ 数量×@=
会議費	円	運営指導委員会お茶代 ○人×○回×@=
通信運搬費	円	会議開催通知切手代 ○人×○回×@=
印刷製本費	円	補助教材印刷費 ○冊×@= 研究報告書印刷費 ○冊×@=
雑役務費	円	資料集計費 ○人×○回×@=
消費税相当額	円	消費税相当額 ○○○○円 謝金分 ○○○円 （免税事業者は「計上不要」と記載すること）
総計	円	

指定校において研究開発の際に作成する資料例

<例 1 : 新設教科等の教育課程上の位置付け>



※既存の教科等と新設教科等がそれぞれどのような役割を果たすことによって、子供たちに必要な能力を身に付けさせ、目標を実現していくかを整理すること。

※新設教科等を検討する際には、新設教科等の創設が既存の教科等や学校のカリキュラム全体に与える影響も考慮すること。

※高等学校において新設科目を創設する場合には、既存の科目や当該教科全体に与える影響を考慮すること。

<例 2 : 新設する教科等の内容の整理>

目標	育てようとする 資質・能力	学習内容	学習活動 (単元)	その他 (学習指導要領との関係、 使用する教材など)

※新設教科等の創設により子供たちに必要な資質・能力を育むため、例 1 で示したようなカリキュラム全体の中での新設教科等の目標や具体的な学習内容等について、年間を通した取組内容を検討すること。

※具体的な学習内容等の検討・検証を踏まえ、4 年間の指定期間を通じ、学習内容等の改善を図っていくこと。

各経費項目について・留意事項

【謝金】

- 1 積算内訳は協力者の内訳別に記載すること。（出席者等が未確定の場合にあっては、単価の妥当性を確認するため、〇〇関係者等と記載するなどして表記すること。）
- 2 会議出席、原稿執筆、単純労務等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等は法人の支給規程及び文部科学省の支給単価等とを比較して妥当な単価を設定すること。（査定の際、必要に応じて理由書を添付させるなど妥当性について説明を求めることがある。また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性についても確認を行う。）
- 3 学校職員に対する支出は原則として認められない。ただし、業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが関係資料から確認できる場合は支出することができる。

【旅費】

- 1 原則として具体的用務ごとに積算すること。
- 2 調査、成果公表、会議出席及び委員会出席等、研究の実施に必要な旅費のみを計上すること。
- 3 支給基準は原則として各法人の旅費規程による。ただし、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、国の職員の例に準じる等、妥当かつ適正な旅費を積算すること。
- 4 規定等がない場合は、旅費法及び文部科学省の規定を準用すること。（電車代はグリーン車不可。航空運賃はエコノミークラスのみ。）
- 5 研究計画と出張先、単価、回数、人数との整合性が取れるようにすること。
- 6 航空機を利用する場合は、マイレージ等の取得はできないものとする。

【借損料】

- 1 研究の実施に必要な借損料のみを計上すること。
- 2 会場費等、会議開催等に伴い経費が発生する場合には事業計画書の会議等の時間及び回数と整合性がとれるようにすること。

【消耗品費（図書購入費）】

- 1 消耗品のみを計上し、備品（長期の反復使用に耐えうるもの）費は計上しないこと。
- 2 計上するものについては、可能な限り品名（単価、数量）を記載することとするが、具体的内容ごとに用途の判断できる包括的名称を用いて簡略化して記してもよい。
- 3 物品購入の際に付与されるポイント等の取得はできないものとする。

【会議費】

- 1 会議費の支出に当たっては、原則として各法人の諸規則によるが、社会通念上常識的な範囲のものか精査すること。（宴会等の誤解を受けやすいものや酒類の提供はできない。また、弁当等の提供はやむを得ない場合に限る。）
- 2 会議等の出席者数及び回数と整合性がとれるかを確認すること。
- 3 会議を開催した場合は、出席者、日時、場所等を明確に記載した議事録を作成すること。

【通信運搬費】

- 1 電話代等の通信費は支出根拠が分かるものに限る。
- 2 会議開催等に必要なお催通知や報告書等の送付にかかる経費を計上すること。

【印刷製本費】

- 1 コピー用紙は、消耗品費に計上されるので注意すること。

【雑役務費】

- 1 委託契約の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務等（集計作業等）を計上すること。
- 2 見積書等にて内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認すること。

【消費税相当額】

- 1 文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となるので、積算した業務経費全体に消費税相当額（8%）を計上することとなる。
- 2 各種別において経費を計上する際には、消費税は内税（税込）として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当種別において消費税相当額として計上すること。
- 3 積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取り扱いが異なるので、適正な消費税額を計上すること。
 - ① 課税事業者の場合
事業の実施過程での取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上すること。
 - ② 免税事業者の場合
消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分についてのみ消費税額を含めた金額とすること。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）

なお、不課税経費については人件費、謝金がこれに該当する（消費税相当額を計上するのは人件費、謝金分のみ）が、各法人の基準によって、人件費、謝金についても税込金額とされている場合もあるため、計上の際に確認すること。

(参考)

都道府県等番号一覧

番号	都道府県等名	番号	都道府県等名
1	北海道	35	山口県
2	青森県	36	徳島県
3	岩手県	37	香川県
4	宮城県	38	愛媛県
5	秋田県	39	高知県
6	山形県	40	福岡県
7	福島県	41	佐賀県
8	茨城県	42	長崎県
9	栃木県	43	熊本県
10	群馬県	44	大分県
11	埼玉県	45	宮崎県
12	千葉県	46	鹿児島県
13	東京都	47	沖縄県
14	神奈川県	48	札幌市
15	新潟県	49	仙台市
16	富山県	50	さいたま市
17	石川県	51	千葉市
18	福井県	52	川崎市
19	山梨県	53	横浜市
20	長野県	54	相模原市
21	岐阜県	55	新潟市
22	静岡県	56	静岡市
23	愛知県	57	浜松市
24	三重県	58	名古屋市
25	滋賀県	59	京都市
26	京都府	60	大阪市
27	大阪府	61	堺市
28	兵庫県	62	神戸市
29	奈良県	63	岡山市
30	和歌山県	64	広島市
31	鳥取県	65	北九州市
32	島根県	66	福岡市
33	岡山県	67	熊本市
34	広島県		

実施希望調書の様式の配布、および提出について

1 様式の配布について

- (1) 文部科学省ホームページにおいて、マイクロソフトWordにて作成した実施希望調書の様式を配布します。
(文部科学省ホームページ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 研究開発学校制度 > 研究開発学校って何? > 平成31年度研究開発学校実施希望調査の様式配布について)

2 提出について

電子メール（1通）による提出をお願いします。

- (1) 提出期限：平成30年10月31日（水）【必着】
- (2) 提出先：文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室
(E-mail: kyokyo@mext.go.jp)
- (3) 電子メールによる提出に当たっては、件名を「都道府県名（国立又は公立、私立）：開発新規希望調書提出」としてください。
(例)・国立学校の場合 「〇〇県（国立）：開発新規希望調書提出」
・公立学校の場合 「〇〇県（公立）：開発新規希望調書提出」
・私立学校の場合 「〇〇県（私立）：開発新規希望調書提出」
- (4) 電子メールに添付する電子ファイルの名称は、「都道府県名（国立又は公立、私立）：学校名」としてください。
(例)・学校数が1校の場合 「〇〇県（△立）：〇〇小学校」
・学校数が複数の場合 「〇〇県（△立）：〇〇高等学校 外〇校」
- (5) 電子メールによる提出に当たっては、実施希望調書を複数の電子ファイルに分けず、1つの電子ファイルとしてください。

(参考)

研究開発学校についてのよくある質問

研究開発学校指定までのスケジュールについて

○研究開発学校実施希望調書を提出した後、指定までのスケジュールを教えてください。

→ 研究開発学校の指定に当たっては、各校から提出された研究開発実施計画を教育研究開発企画評価会議による審査に付す必要があります（教育研究開発実施要項「9. 教育研究開発企画評価会議」を参照）。また、予算の範囲内で各校に経費を支弁する必要があることから、当該年度の予算に従い、提出された経費調書の内容について確認・査定を行う必要があります。

具体的なスケジュールとしては、

10月：希望調書提出締切

11月～12月：教育研究開発企画評価会議の開催

1月：審査結果の連絡

2月末～3月上旬：経費の査定

4月：研究開発学校として正式に指定

といった流れになります（年度により多少異なります）。

なお、4月に研究開発学校として正式に指定されるまでは、審査結果について学校が外部に公表することは出来ません。

指定の対象について

○私が勤務している学校は、市や県から何かの研究指定を受けているわけではありません。こうした研究実績のない学校でも指定の対象になるのでしょうか？

→ 研究実績の有無にかかわらず本制度の指定の対象となりえますので、教育課程の改善のための研究開発に取り組みたい学校は、積極的に応募していただきたいと考えています。

ただし、研究開発学校は、文部科学大臣の指定により、学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらないカリキュラムを編成・実施することを特別に認められた学校であるため、文部科学省への報告書等の提出、連絡協議会への参加など、学校側に課される義務も多く、研究を担当される先生の御負担は、非常に大きくなります。また、研究を充実したものにするためには、校内のバックアップ体制や保護者の理解・支援も大変重要な要素になってきます。すなわち、研究実績は必要ではありませんが、先生方の熱意を含めた研究遂行のための体制は必要不可欠です。応募に当たっては、こうした点に留意することが必要です。

○指定されている学校を見ると、公立や国立ばかりが目につくのですが、私立は対象にならないのでしょうか？

→ 研究開発学校の指定の対象として、国公私の間の区別はありません。あくまで、創意工夫を生かした特色ある研究であるか否か、当該研究の成果が他の学校へどれほど適用可能であるかといった観点から審査が行われることとなります。毎年、都道府県の私学担当部署を通じて募集を行いますので、関心をお持ちの私立学校におかれましては、御応募いただきたいと思います。

○指導方法や教材の開発を行いたいのですが、これらの研究開発も研究開発学校制度の対象となりますか？

→ 研究開発学校は、教育課程の改善に資する実証的資料を得るために、学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認められた学校です。したがって、現行の教育課程の基準の範囲内で、指導方法や教材開発についてのみの研究を行うものについては指定の対象となりません。ただし、教育課程の特例を必要とする研究に付随して指導方法や教材の研究を行うことは十分考えられます。

研究費について

○研究経費の額はどれくらいなのでしょう？

→ 研究経費の額は、研究内容、研究に参加する学校の数、地理的要因などにより、数十万円規模から、数百万円規模までさまざまです。申請校におかれては研究に真に必要な経費を計上して下さい。

なお、予算の範囲内で各校に経費を支弁する必要があること、また、研究上必要な経費が計上されているかについて確認する必要があることから、提出された経費調書の内容については文部科学省による確認・査定が行われます。よって、計上された経費については後日修正の可能性がありにご留意下さい。通常、査定は2月末～3月に行われます。

○認められる経費項目としてはどんなものがあるのでしょうか？

→ 文部科学省は予算の範囲内で研究に必要な経費を支出することとしています（教育研究開発実施要項「8. 委託経費等」を参照）が、備品及び外国旅費に区分されるものは認めていません。具体的な経費項目としては、人件費、謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費）、会議費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費があります。

その他

○指定期間は原則4年間ということですが、延長はないのでしょうか？

→ 研究開発学校の指定期間は原則4年間としており、指定期間終了後は、通常の学校と同様、学習指導要領等の現行の基準に基づき教育課程を編成・実施しなければなりません。

しかしながら、現行の基準に基づく教育課程に移行するためには準備期間を要する場合があります。これを考慮し、毎年学校側の希望を聴取の上、必要に応じて1年間の指定期間の延長を認めることとしています。ただし、この場合研究費は措置されません。また、4年間の指定期間で一定の研究成果をあげつつも、研究テーマの特性等から、研究の継続によってよりの確な成果が期待されるものについては、学校側の希望を聴取の上、改めて審査を行い、必要に応じて1～3年間の指定期間の延長を認めることもあります。

○「幼保連携型認定こども園」が対象として追加されておりますが、研究開発学校制度においては、どの種類の認定こども園が対象になるのでしょうか？

→ 「幼保連携型認定こども園」のほか、「幼稚園型認定こども園」については、学校教育法第1条に定める幼稚園となりますので対象となります。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、「認定こども園法」という。）が改正され、平成27年4月1日に施行されたことにより、教育基本法上の「法律に定める学校」として、学校教育法第1条に定める学校以外に、認定こども園法に基づく「幼保連携型認定こども園」が創設されたことを受け、研究開発学校制度は学校を対象としており、「幼保連携型認定こども園」を対象に加えました（学校基本調査等においても同様の扱いがされているところです）。

「幼保連携型認定こども園」を研究開発学校制度の対象とすることにより、より多くの教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るとともに、教育課程の在り方に関する将来の新しい可能性を探究するための先導的試行に取り組むことができます。幼稚園教育要領及び保育所保育指針の作成に当たっては、教育内容の整合性を図ってきており、また、認定こども園法上、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を策定するに当たっては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保に配慮しなければならないこととされています。互いに親和性・関係性のある幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改善に係る検討を行うことは、幼稚園、認定こども園、保育所の全ての施設における幼児教育全体としての教育の質の向上に資することが期待できます。